

教育長の臨時代理による事務処理の指示について

1 指示する内容

中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号の規定に基づき、「中野区教育委員会が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」（以下「規則」という。）の一部改正手続きについて、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

2 規則改正の理由

区は、行政のデジタル化に関する基本原則や行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めた「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の趣旨に則り、行政手続等に係る利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化の一層の推進を図るため、「中野区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例」を制定し、近日中に公布する予定である。同条例が令和6年4月1日に施行されることに伴い、規則の規定を整備する必要がある。

3 規則改正の主な内容（予定）

（1）規則名の改正

規則名を「中野区教育委員会が所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則」に改める。

（2）改正後の条例において、規則で定めることとされる事項の規定

下記の事項等を新たに規定する。

ア 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合に、納付情報により手数料を納付できることを規定する。この規定を設けることにより、納付書だけでなく、電子決済による手数料の納付を可能とする。

イ 電子情報処理組織により処分通知等を受ける者が、処分通知等を受ける旨を表明する方法について規定する。

（例：処分通知等を受けることを希望する旨の届出）

ウ 条例の規定の適用を除外する場合について規定する。

（例：申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要がある場合、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要がある場合）

エ 個人番号カードの利用等により、申請等に係る添付を省略できる書面等について規定する。

（例：住民票の写し、登記事項証明書）

(3) 他の手続等への準用規定の整備

要綱等に基づく手続等について、条例の規定を準用できるよう規定を整備する。

(4) その他規定整備

条例改正、関係法令等を踏まえた規定整備を行う。

4 指示する理由

規則改正は条例の公布後に行う必要があるが、令和6年3月21日時点で公布はなされていない。一方で、条例が令和6年4月1日施行されることから、同日以前に規則を改正する必要がある。条例が公布され次第、速やかに規則の改正手続きを行うため、本件事務処理について、教育長が臨時に代理することを教育委員会としてあらかじめ指示する。

5 今後の予定

令和6年3月下旬

教育長の臨時代理による規則制定及び公布手続き

令和6年4月5日

教育委員会定例会において、教育長の臨時代理による事務処理の実施の報告